

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年7月3日(金曜日)

号外第44号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

〇規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・大気水質課)

1

規 則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月3日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第62号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 削除」を「第2節 災害時の特例(第21条～第23条の3)」に、「第4節 特定自動車の運行制限(第87条の2・第87条の3)」を「第4節 特定自動車の運行制限(第87条の2・第87条の3)」を「第5節 自動車の燃料に関する規制(第87条の4)」に改める。

第2条の4中「地下浸透禁止物質」を「物質」に改める。

第3条及び第3条の2中「条例別表第1」を「条例別表」に、「同表」を「別表第1」に改める。

第4条第2項第4号中「騒音」の次に「又は振動」を加える。

第11条第2項中「のいずれにも該当しない」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「の位置又は排水の排出先」を削り、「より厳しくなる」を「と同等又はそれ以下となる」に改め、同項第2号中「第8号から第10号まで」を「第9号、第10号」に改め、「、第16号」を削り、「であって、」の次に「変更後の」を加え、「を」を「が」に、「より増大させることとなる」を「以下となる」に改め、同項第3号中「種類」を「工程」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 条例第3条第2項第8号に掲げる事項の変更であって、次のいずれにも該当するもの

ア 指定事業所に適用される条例第25条第1項、第28条第1項又は第32条第1項の規制基準が変更になるものにあつては、変更前の規制基準と同等又はそれ以下となるもの

イ 条例第3条第2項第12号から第14号までに規定する予測値が変更になるものにあつては、変更前の予測値以下となるもの

(5) 条例第3条第2項第12号から第14号までに掲げる事項の変更であつて、同項第6号、第8号から第10号まで、第15号又は第19号の変更に伴うものでない変更

(6) 条例第3条第2項第19号に掲げる事項の変更であつて、次のいずれにも該当しない変更(第2号に掲げる変更を除く。)

ア 別表第1の68の項に掲げる指定作業を行う施設に係る変更(炭化水素系物質の排出防止処理設備に係るものに限る。)

イ 別表第7の2に掲げる集じん設備、同表の3に掲げる散水設備及び同表の4に掲げる防じんカバー等の変更

ウ 別表第8の3に掲げる吸着設備、洗浄設備、燃焼設備その他の脱臭設備の変更

第11条第4項中「騒音」の次に「又は振動」を加える。

第16条第1項中「第10条の」を「第10条第1項の」に改め、同項第1号中「第10条第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同項第2号及び同条第2項中「第10条第2号から第5号まで」を「第10条第1項第2号から第6号まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第10条第2項及び第3項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。

(1) 環境管理事業所(優良環境管理事業所)に係る変更届出書(第13号様式の2)

(2) 条例第3条第2項第1号に掲げる事項の変更にあつては、第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる書類第2章第2節を次のように改める。

第2節 災害時の特例

(特例措置対象災害の公示)

第21条 条例第16条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 災害の種類及び発生の日

(2) 適用する地域

(3) 条例第17条第1項に規定する知事が指定する日及び指定する作業

(4) 条例第17条第2項に規定する知事が指定する日

(5) 条例第17条の2に規定する知事が指定する日

(特例措置事前届出書)

第22条 条例第17条第3項の規定による届出は、指定事業所に係る特例措置事前届出書(第16号様式の2)により行うものとする。

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、〇〇九円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

(特例措置による設置届出書)

第23条 条例第17条第4項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 特例措置による指定事業所設置届出書(第16号様式の3)
- (2) 指定事業所概要書
- (3) 公害防止方法概要書

2 前項第1号の書類には、第4条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、同項各号中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請に」とあるのは「届出に」とする。

3 前項の規定にかかわらず、知事が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

(特例措置による変更届出書)

第23条の2 条例第17条第5項の規定による届出は、次に掲げる書類により行うものとする。

- (1) 特例措置による指定事業所に係る変更届出書(第16号様式の4)
- (2) 指定事業所に係る変更概要書
- (3) 公害防止方法変更概要書

2 条例第3条第2項第6号、第8号、第14号及び第19号に掲げる事項を変更しようとする場合であって、同項第14号に規定する騒音又は振動の予測値を変更前の予測値より増大させることとなる変更であるときは、前項第1号の書類には、第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、同号中「申請」とあるのは「届出」とする。

(特例措置による設置及び変更計画の中止届出書)

第23条の3 条例第17条第8項の規定による届出は、特例措置による指定事業所設置(変更)計画中止届出書(第16号様式の5)により行うものとする。

第24条に次の1号を加える。

- (8) 指定事業所を設置している者が条例第3条第1項の規定に違反して指定事業所を設置した場合又は条例第8条第1項の規定に違反して指定事業所の位置等の変更を行った場合にあつては、当該違反に係る状況を是正した日から3年以上経過していること。

第26条の次に次の3号を加える。

(優良環境管理事業所の認定の基準)

第26条の2 条例第18条の2第1項の規則で定める基準は、別表第1の4のとおりとする。

(優良環境管理事業所認定申請書)

第26条の3 条例第18条の2第2項に規定する申請書は、優良環境管理事業所認定申請書(第17号様式の3)とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 第24条第1号ア、イ又はウの登録を証する書面
- (2) 指定施設及び公害を防止するための装置の配置図
- (3) 申請者が条例第19条各号に掲げる欠格事由に該当しないことを誓約する書面

(優良環境管理事業所認定申請書の記載事項等)

第26条の4 条例第18条の2第2項第6号に規定する規則で定め

る事項は、次のとおりとする。

(1) 第26条に定める事項

(2) 第26条の2に定める基準に適合しているかどうかについて自ら評価した結果

第27条の2から第27条の4までを削る。

第28条の見出し中「環境配慮推進事業所」を「優良環境管理事業所」に改め、同条第1項中「、知事」を「知事」に改め、「こと」の次に「及びインターネットの利用」を加え、同条第2項中「において準用する環境配慮推進事業所」を「の規定による優良環境管理事業所」に改める。

第29条を次のように改める。

(環境管理事業所及び優良環境管理事業所に係る変更届出書)

第29条 条例第21条第1項に規定する規則で定める事項は、第26条第1号に掲げる事項とする。

2 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、第26条第1号及び第26条の4第2号に掲げる事項とする。

3 条例第21条第1項及び第2項の規定による届出は、環境管理事業所(優良環境管理事業所)に係る変更届出書により行うものとする。

第32条第2項第2号ア中「場合」の次に「(ウに掲げる場合を除く。)」を加え、「、大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉(イにおいて「ガス発生炉」という。)のうち燃料電池用改質器にあつては5年に1回以上)」を削り、同号イ中「場合」の次に「(ウに掲げる場合を除く。)」を加え、「(ガス発生炉のうち燃料電池用改質器にあつては、5年に1回以上)」及び「(ガス発生炉のうち燃料電池用改質器については、5年に1回以上)」を削り、同号に次のように加える。

ウ 大気汚染防止法施行令別表第1の2の項に掲げるガス発生炉のうち水蒸気改質方式の改質器であつて、水素(温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算したものをいう。第5号エにおいて同じ。)の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。)並びに燃料電池用改質器の場合 当該排出ガス量及び窒素酸化物の濃度を5年に1回以上それぞれ測定して窒素酸化物の量を算定すること。

第32条第2項第5号ア中「排煙発生施設」の次に「(ウ及びエに掲げるものを除く。)」を加え、「(同表の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの並びに同表の3の表51の項、53の項、54の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び65の項にあつては、5年に1回以上)」を削り、同号イ中「排煙発生施設(」の次に「ウ及びエに掲げるもの、」を加え、「及びガス」を「並びにガス」に改め、「、同表の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの並びに同表の3の表51の項、53の項、54の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器及び65の項にあつては、5年に1回以上」を削り、同号に次のように加える。

ウ 別表第5の1に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるものにあつては、排出口から大気中に排出されるばいじんの量を同表の1に定める方法により5年に1回以上測定すること。

エ 別表第5の3の表51の項、53の項及び54の項に掲げる施

設のうち水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が毎時1,000立方メートル未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）並びに燃料電池用改質器並びに同表65の項に掲げる施設にあっては、排出口から大気中に排出されるばいじんの濃度を別表第5の3に定める方法により5年に1回以上測定すること。

第35条第1号中「は、」を「が」に、「とし、その表面は耐久性を」「でありその表面に地下浸透禁止物質若しくは地下浸透禁止物質を含む水その他の液体の種類若しくは性状により必要に応じて耐薬品性及び不浸透性」に改め、「こと」の次に「又は条例第29条第1項の作業に係る施設の下に地下浸透を防止することができる材質の受皿を設置する等の地下浸透禁止物質の浸透を防止する措置がとられていること」を加え、同条第3号を削る。

第42条第1項中「給油施設」の次に「(蒸気返還方式接続設備以外の設備を設けることにより別表第4の1の基準に適合するものを除く。)」を加える。

第48条の5中「前条に規定する土地」を「条例第58条第2項に規定する規則で定める土地」に改める。

第48条の7第2号中「別表第1」を「別表」に改める。

第51条の2第1号中「土壌の掘削を伴わない」を「汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地（特定有害物質による土壌汚染のおそれの区分の分類として条例第58条の6の規定による指針に定めるものをいう。）における」に改め、同条第2号中「土壌」を「前号に掲げる土地以外の土地における土壌」に改め、同条を第51条の3とし、第51条の次に次の1条を加える。

(届出を要しない土地の形質の変更)

第51条の2 条例第60条第1項第4号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 掘削した土壌を当該土壌の掘削を行った土地を含む特定有害物質使用地から搬出しないこと。
- (2) 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更ではないこと。
- (3) 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル未満であること。

第55条の3第1項中「変更する事業者」の次に「(同法第12条第1項第1号に規定する土地の形質の変更を行うものを除く。)」を加える。

第56条の3中「第51条の2」の次に「の規定は条例第63条の3において準用する条例第60条第1項第4号の規定による規則で定める土地の形質の変更について、第51条の3」を加え、同条の表第51条第1項第5号の項の次に次のように加える。

第51条の2	次の	土壌汚染が存在するおそれ比較的少ないと認められる土地（ダイオキシン類による土壌汚染のおそれの区分の分類として条例第58条の6の規定による指針に定めるものをいう。）において行う次の
第51条の3第1号	汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地（特定有害物質による	土壌汚染が存在するおそれ比較的少ないと認められる土地（ダイオキシン類による

第56条の3の表第55条の3第1項の項中「変更する事業者」の

次に「(同法第12条第1項第1号に規定する土地の形質の変更を行う者を除く。)」を加える。

第70条の見出し中「変更許可申請書」を「変更許可」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第78条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 既に許可を受けた揚水施設の数を減らす変更
- (2) 地下水の採取予定量を減らす変更（揚水施設の構造に変更を加える場合にあっては、揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更又は揚水機の原動機の定格出力を下げる変更に限る。）
- (3) 条例第76条第1項各号のいずれかに該当する用途又は目的への変更

第79条中「道路運送車両法施行規則」の次に「(昭和26年運輸省令第74号)」を加える。

第87条の2を次のように改める。

(特定自動車から排出される粒子状物質の排出基準)

第87条の2 条例第96条の3の規則で定める排出基準は、別表第14の左欄に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる量とする。

2 条例第96条の4に規定する特定自動車から排出される粒子状物質の量は、別表第15の1の表の左欄に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる量を維持しているものとみなす。ただし、当該特定自動車について、別表第14の中欄に掲げる測定方法により測定された値が別にあるときは、この限りでない。

第7章第4節の次に次の1節を加える。

第5節 自動車の燃料に関する規制

(自動車の燃料に関する規制)

第87条の4 条例第96条の9に規定する自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料として規則で定めるものは、別表第16に掲げるものとする。

別表第1中「別表第1」を「別表」に改め、同表51の項中「(20)」の次に「から(24)まで」を加え、同表58の項中「(2) ガス現像式ジアゾ複写機（規格A0版以上のものに限る。）」を削り、同表67の項中「の合計」を削り、同表の備考1中「(液化石油ガス)」及び「(16kg)」を削る。

別表第1の4中「(第27条の2関係)」を「(第26条の2関係)」に、「環境配慮推進事業所の登録の要件

環境配慮推進事業所の登録の要件は、次のいずれかに適合する
「 優良環境管理事業所の認定の基準
ものとする。」を 第26条の2の基準は、次のいずれかに適合する

に改め、同表の1中「登録」を「認定」に改め、同

表の1(1)の表中「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に、

公共用水域の汚濁負荷の防止	定期的な排水の測定及び記録の保管	公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目について、定期的に排水の汚濁状態を測定し、その結果を記
---------------	------------------	---

を

		録していること。
公共用水域の汚濁負荷の低減等	定期的な排水の測定及び記録の保管	公共用水域に排出される排水の規制基準が設けられている項目について、定期的に排水の汚濁状態を測定し、その結果を記録していること。
	プラスチックの流出防止	樹脂ペレットが環境中に漏出することのないようにしていること。

改め、同表に次のように加える。

遺伝子組換え作業に伴う環境負荷の低減	排煙、排水等の適正処理及び施設の維持管理	作業に伴い発生する排煙、排水等について適正に処理するとともに、処理施設の定期的な保守管理を行っていること。
--------------------	----------------------	---

別表第1の4の1(2)の表未然防止対策の項を次のように改める。

未然防止対策	災害の想定及び環境リスクの把握等	施設及び設備等の整備	事故に備えた体制の整備等
	想定震度等の災害に係る情報を整理し、化学物質の漏えい等の危険度が高い施設を特定し、及び配慮すべき地域又は施設を確認することにより、化学物質の漏えい等による環境リスクを把握していること。	環境汚染を未然に防止するため、災害及び事故の発生に備えた施設及び設備の配置等とともに、化学物質の漏えい等を防止するための予防措置を講じていること。	環境汚染を未然防止するための作業規準並びに災害及び事故への対応に係るマニュアルを作成し、当該対応のための対策を講ずるとともに、定期的に訓練を実施していること。

別表第4の1の表給油施設の項中「こと」の次に「、凝縮式処理設備若しくは吸着式処理設備を設けること又はこれらと同等以上の効果を有する設備を設けること」を加え、同表の備考中「ガスクロマトグラフ法」の次に「その他適切な方法」を加え、別表第4の2(1)の表の備考2(2)、(3)及び(6)中「ガスクロマトグラフ法」の次に「、規格K0095に定める方法その他適切な方法により試料を採取し、規格K0114又は規格K0123に定める方法により測定する方法」を加える。

別表第5の3の表中「別表第1」を「別表」に改める。

別表第11中	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 </div> を	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 </div> に改め、同表の備考1中「第二種	

中高層住居専用地域」の次に「、「田園住居地域」を、「第二種中高層住居専用地域」の次に「、田園住居地域」を加える。

別表第12中	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 </div> を	
--------	--	--

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域 </div>	に改め、同表の備考1中「第二種
--	-----------------

中高層住居専用地域」の次に「、「田園住居地域」を、「第二種中高層住居専用地域」の次に「、田園住居地域」を加え、同表備考9を備考10とし、備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

5 備考4の規定にかかわらず、複数の事業所が立地する一団の土地であつて、当該一団の土地の境界線上の地点を振動の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、当該一団の土地の境界線上の地点を振動の測定の地点とすることができる。

別表第12の2の3の備考中「平成11年環境庁告示第68号」の次に「。以下「環境庁告示第68号」という。」を加える。

別表第14から別表第16までを次のように改める。

別表第14 (第87条の2 関係)

特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の量
車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.08グラム
車両総重量が1,700キログラムを超え2,500キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.09グラム
車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.25グラム

備考 10・15モードによる測定とは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則(平成4年総理府令第53号)別表第1の備考2に規定する10・15モードによる測定を、ディーゼル自動車用13モードによる測定とは同表の備考6に規定するディーゼル自動車用13モードによる測定をいう(以下同じ)。

別表第15 (第87条の2 関係)

1 特定自動車から排出される粒子状物質の量

特定自動車の種別	粒子状物質の量
道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第1項の規定による型式の指定を受けた特定自動車(同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同項の規定による型式の指定を受けたものを除く。)又は同法第75条の2第1項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部(排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。)若しくは同法第75条の3第1項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車	左欄の型式の指定の際判定された粒子状物質の排出量
上欄に掲げる特定自動車以外の特定自動車であつて、道路運送車両法第59条第1項の規定によ	当該特定自動車道路運送車両法第4条の規定による登録を受けた日において当該特定

<p>る新規検査又は同法第71条第1項の規定による予備検査（以下「新規検査等」という。）を受けた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に新規検査等を受けたものを除く。）</p>	<p>自動車と同じ種別の特定自動車について同法第75条第1項の規定による型式の指定を受けるときに適用される同法第41条の規定による粒子状物質の技術基準に定められた平均値（当該平均値が定められていないものにあつては、当該平均値に相当するものとして2の表の左欄に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる値）</p>
<p>道路運送車両法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同法第75条第1項の規定による型式の指定を受け、又は新規検査等を受けた特定自動車</p>	<p>道路運送車両法第41条の規定により初めて定められた粒子状物質の技術基準に相当するものとして3の表の左欄に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる測定方法により測定された同表の右欄に掲げる値</p>

2 粒子状物質の技術基準に定められた平均値に相当するもの

特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の値
車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	次の区分に応じ、当該区分に掲げる値 1 平成5年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.2グラム 2 平成9年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.08グラム
車両総重量が1,700キログラムを超えかつ2,500キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	次の区分に応じ、当該区分に掲げる値 1 平成5年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.25グラム 2 平成9年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの 1キロメートル走行当たり0.09グラム
車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定	次の区分に応じ、当該区分に掲げる値 1 平成6年10月1日から平成9年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量が3,500キログラムを超えるものを除く。） 1キロワット時当たり0.7グラム 2 平成9年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量

		<p>が3,500キログラムを超えるものを除く。） 1キロワット時当たり0.25グラム 3 平成6年10月1日から平成10年9月30日までに道路運送車両法第4条に基づく登録を受けたもの（車両総重量が3,500キログラムを超えるものに限り。） 1キロワット時当たり0.7グラム</p>
--	--	---

3 粒子状物質の技術基準に相当するもの

特定自動車の種別	測定方法	粒子状物質の値
車両総重量が1,700キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.2グラム
車両総重量が1,700キログラムを超えかつ2,500キログラム以下の特定自動車	10・15モードによる測定	1キロメートル走行当たり0.25グラム
車両総重量が2,500キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定	1キロワット時当たり0.7グラム

別表第16（第87条の4関係）

自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料

- 1 重油（日本産業規格K2205に定める重油をいう。以下同じ。）
- 2 重油を混和した燃料
- 3 1及び2に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値を満たさない燃料

燃料の性状	基準値
90パーセント留出温度（日本産業規格K2254に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	摂氏360度以下
10パーセント残油の残留炭素成分（日本産業規格K2270-1又はK2270-2に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	0.1質量パーセント以下
セタン指数（日本産業規格K2280-4又はK2280-5に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）	45以上
硫黄分（日本産業規格K2541-1、K2541-2、K2541-6又はK2541-7に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	0.001質量パーセント以下

別表第17を次のように改める。

別表第17（第93条の2関係）

環境汚染の原因物質及び基準値

1 媒体別分類

(1) 大気

物質	基準値	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）に定める方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下	同
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下	同
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下	同

アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	キャニスターにより採取した試料を液体窒素で冷却及び濃縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			中の浮遊粉じんを全分解し、原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析計若しくは誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法
クロロエチレン	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料を液体窒素で冷却及び濃縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
水銀及びその化合物	1年平均値が $40\text{ngHg}/\text{m}^3$ 以下	大気中の水銀を金アマルガムとして捕集した捕集管を加熱し発生した水銀蒸気を、原子吸光度計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
ニッケル化合物	1年平均値が $25\text{ngNi}/\text{m}^3$ 以下	ハイボリュームエアサンプラーによりろ紙上に捕集した大気中の浮遊粉じんを全分解し、原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析計若しくは誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	同			
砒素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下	ハイボリュームエアサンプラーによりろ紙上に捕集した大気中の浮遊粉じんを全分解し、水素化物発生装置付き誘導結合プラズマ発光分光分析計、水素化物発生装置付き原子吸光度計若しくは誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	キャニスターにより採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法			
マンガン及びその化合物	1年平均値が $140\text{ngMn}/\text{m}^3$ 以下	ハイボリュームエアサンプラーによりろ紙上に捕集した大気			
(2) 水質					
物質	基準値	測定方法			
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	環境庁告示第59号に定める方法			
全シアン	検出されないこと。	同			
鉛	0.01mg/ℓ以下	同			
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	同			
砒素	0.01mg/ℓ以下	同			
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	同			
アルキル水銀	検出されないこと。	同			
PCB	検出されないこと。	同			
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	同			
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	同			
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	同			
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	同			
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	同			
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	同			
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	同			
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同			
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同			
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	同			
チウラム	0.006mg/ℓ以下	同			
シマジン	0.003mg/ℓ以下	同			
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	同			
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	同			
セレン	0.01mg/ℓ以下	同			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	同			
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	同			
ほう素	1mg/ℓ以下	同			
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	同			
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法			
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	同			
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下	同			
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下	同			
イソキサチオン	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるイソキサチオンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、蛍光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマト			

		グラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法			ガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
ダイアジノン	0.005mg/ℓ以下	試料中に含まれるダイアジノンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	ジクロロボス	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるジクロロボスを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
フェニトロチオン	0.003mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェニトロチオンを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	フェノブカルブ	0.03mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェノブカルブを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
イソプロチオラン	0.04mg/ℓ以下	試料中に含まれるイソプロチオランを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	イプロベンホス	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるイプロベンホスを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは炎光光度検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
オキシシン銅	0.04mg/ℓ以下	試料中に含まれるオキシシン銅を有機溶媒又は固相カラムで抽出し、紫外吸光検出器付き高速液体クロマトグラフにより測定する方法	トルエン	0.6mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
クロロタロニル	0.05mg/ℓ以下	試料中に含まれるクロロタロニルを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	キシレン	0.4mg/ℓ以下	同
プロピザミド	0.008mg/ℓ以下	試料中に含まれるプロピザミドを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器若しくは電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下	試料中に含まれるフタル酸ジエチルヘキシルを有機溶媒に抽出し、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
E P N	0.006mg/ℓ以下	試料中に含まれるE P Nを有機溶媒又は固相カラムで抽出し、アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度検出器若しくは電子捕獲型検出器付き	モリブデン	0.07mg/ℓ以下	規格 K0102の68.2に定める方法、酸で処理した試料を誘導結合プラズマ質量分析計又は電気加熱原子吸光光度計により測定する方法
			アンチモン	0.02mg/ℓ以下	前処理した試料を水素化物発生装置付き誘導結合プラズマ発光分光分析計、水素化物発生装置付き原子吸光光度計又は誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法
			クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	試料中から揮発させたクロロエチレンをトラップ管で凝縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
			エピクロロヒドリン	0.0004mg/ℓ以下	試料中から揮発させたエピクロロヒドリ

		ンをトラップ管で凝縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法			
全マンガン	0.2mg/ℓ以下	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法		掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域(河川・湖沼) 0.02mg/ℓ以下 B水域(河川・湖沼) 0.02mg/ℓ以下 C水域(海域) 0.1mg/ℓ以下 D水域(海域) 0.1mg/ℓ以下	ニリンを固相カラムで抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
ウラン	0.002mg/ℓ以下	試料中に含まれるウランを固相カラムで抽出し、誘導結合プラズマ発光分光分析計により測定する方法又は酸で処理した試料を誘導結合プラズマ質量分析計により測定する方法		2,4-ジクロロフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域(河川・湖沼) 0.03mg/ℓ以下 B水域(河川・湖沼) 0.03mg/ℓ以下 C水域(海域) 0.01mg/ℓ以下 D水域(海域) 0.02mg/ℓ以下
全亜鉛	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域(河川・湖沼) 0.03mg/ℓ以下 B水域(河川・湖沼) 0.03mg/ℓ以下 C水域(海域) 0.01mg/ℓ以下 D水域(海域) 0.02mg/ℓ以下	環境庁告示第59号に定める方法		4-オクチルフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域(河川・湖沼) 0.001mg/ℓ以下 B水域(河川・湖沼) 0.004mg/ℓ以下 C水域(海域) 0.0004mg/ℓ以下 D水域(海域) 0.0009mg/ℓ以下
ノニルフェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域(河川・湖沼) 0.001mg/ℓ以下 B水域(河川・湖沼) 0.002mg/ℓ以下 C水域(海域) 0.0007mg/ℓ以下 D水域(海域) 0.001mg/ℓ以下	同		有機スズ化合物(トリブチルスズ・トリフェニルスズ)	0.01μg/ℓ以下 試料中に含まれる有機スズ化合物を有機溶媒に抽出し、誘導体化して、炎光度型検出器付きガスクロマトグラフ又はガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域(河川・湖沼) 0.03mg/ℓ以下 B水域(河川・湖沼) 0.05mg/ℓ以下 C水域(海域) 0.006mg/ℓ以下 D水域(海域) 0.01mg/ℓ以下	同			
フェノール	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域(河川・湖沼) 0.05mg/ℓ以下 B水域(河川・湖沼) 0.08mg/ℓ以下 C水域(海域) 0.2mg/ℓ以下 D水域(海域) 2mg/ℓ以下	試料中に含まれるフェノールを有機溶媒に抽出し、必要に応じて誘導体化して、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法			
ホルムアルデヒド	知事が別に定める次に掲げる水域の区分に応じ、次に定める値 A水域(河川・湖沼) 1mg/ℓ以下 B水域(河川・湖沼) 1mg/ℓ以下 C水域(海域) 0.03mg/ℓ以下 D水域(海域) 0.3mg/ℓ以下	試料中に含まれるホルムアルデヒドを誘導体化して有機溶媒に抽出し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法			
アニリン	知事が別に定める次に	試料中に含まれるア			

(3) 地下水

物質	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号。以下「環境庁告示第10号」という。)に定める方法
全シアン	検出されないこと。	同
有機 ^{リン} 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。	環境庁告示第55号に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	環境庁告示第10号に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	同
砒 ^ヒ 素	0.01mg/ℓ以下	同
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	同
アルキル水銀	検出されないこと。	同
PCB	検出されないこと。	同
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	同
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	同
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	同
1,1-ジクロロ	0.1mg/ℓ以下	同

ロエチレン		
1,2-ジクロロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	同
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	同
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	同
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	同
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	同
チウラム	0.006mg/ℓ以下	同
シマジン	0.003mg/ℓ以下	同
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	同
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	同
セレン	0.01mg/ℓ以下	同
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	同
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	同
ほう素	1mg/ℓ以下	同
クロロエチレン	0.002mg/ℓ以下	同
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	同

2 物質別分類

物質	媒体	基準値	測定方法
ダイオキシン類	大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	環境庁告示第68号に定める方法
	水質(地下水を含む。)	1pg-TEQ/ℓ以下	同
	水底の底質	150pg-TEQ/g以下	同
	土壌	1,000pg-TEQ/g以下	同

第1号様式(表)中「指定施設の名称」を「指定施設の種類」に改め、同様式(裏)の備考1中「条例別表第1」を「条例別表」に改め、同様式(裏)の備考2中「名称」を「種類」に改め、同様式(裏)中備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第2号様式(1面)中

<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種住居地域	<input type="checkbox"/> 第二種住居地域
<input type="checkbox"/> 準住居地域	<input type="checkbox"/> 近隣商業地域
<input type="checkbox"/> 商業地域	<input type="checkbox"/> 準工業地域
<input type="checkbox"/> 工業地域	<input type="checkbox"/> 工業専用地域
<input type="checkbox"/> その他の地域	

<input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種低層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域	<input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域
<input type="checkbox"/> 第一種住居地域	<input type="checkbox"/> 第二種住居地域
<input type="checkbox"/> 準住居地域	<input type="checkbox"/> 田園住居地域
<input type="checkbox"/> 近隣商業地域	<input type="checkbox"/> 商業地域
<input type="checkbox"/> 準工業地域	<input type="checkbox"/> 工業地域
<input type="checkbox"/> 工業専用地域	<input type="checkbox"/> その他の地域

改め、同様式(2面)中「名称」を「種類」に、「種類及び型式」

を「型式」に改め、同様式(3面)の備考1中「名称」を「種類」に改める。

第3号様式(付表1)(表)中

名 称	種 類
事業所における施設番号等	事業所における施設番号等

を

同様式(裏)中「指定施設の名称」を「指定施設の種類」に改める。

第3号様式(付表8)及び(付表9)中「指定施設の名称」を「指定施設の種類」に改め、同様式(付表12)中「アンモニア化合物」を「アンモニウム化合物」に、

地下浸透禁止物質の製造等の作業に係る施設の構造	<input type="checkbox"/> 耐性材質で被覆された不透水性材質の床面 <input type="checkbox"/> 防液堤、側溝等流出を防止するための構造
有機塩素系溶剤の製造等の作業に係る施設の構造	<input type="checkbox"/> 合成樹脂による床面の被覆等 <input type="checkbox"/> ステンレス鋼の受け皿等の設置

を

地下浸透禁止物質の製造等の作業に係る施設の構造	<input type="checkbox"/> 不透水性材質の床面 <input type="checkbox"/> 耐薬品性及び不浸透性のある材質による床面の被覆 <input type="checkbox"/> 地下浸透を防止することができる材質の受皿の設置 <input type="checkbox"/> その他の浸透防止措置()
-------------------------	--

に

改める。

第6号様式(1面)中

<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項(年 月 日)
--

を

<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項(年 月 日)
<input type="checkbox"/> 条例第17条第7項(年 月 日)

に、

「 設置 移設 除却」を「 配置(設置 移設 除却)」に、「 設置 規模及び能力 構造 用途 配置 使用時間」を

「 種類及び種類ごとの数 規模及び能力 構造 用途 配置 使用時間」に

改め、

「 炭化水素系物質の保管(別表第1の68の項に掲げる作業に限る。)
 種類 量」を

削り、

「 公害の防止のための装置
 設置 除却 構造 使用方法 を
使用の廃止又は休止」

「 公害の防止の方法に関する計画
(公害の防止のための装置 設置 除却 構造 使用方法 使用の廃止又は休止)」に

改め、同様式(2面)中「名称」を「種類」に改め、同様式(3

面)の備考3中「条例別表第1」を「条例別表」に改め、同様式(3面)中備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第7号様式(1面)中「 準住居地域」を 準住居地域 田園住居地

に改め、同様式(3面)中「名称」を「種類」に、「種類及び域」
型式」を「型式」に改める。

第9号様式(表)中「 設置 移設 除却」を「 配置 (設置 移設 除却)」に、「 設置 規模及び能力 構造 用途 配置 使用時間」
「 種類及び種類ごとの数 規模及び能力 構造
を 用途 配置
 使用時間」

に改め、
「 炭化水素系物質の保管(別表第1の68の項に掲げる作業に限る。)」を
 種類 量」

削り、
「 公害の防止のための装置
 設置 除却 構造 使用方法 を
使用の廃止又は休止」

「 公害の防止の方法に関する計画
(公害の防止のための装置 設置 除却) に
構造 使用方法
 使用の廃止又は休止)」

改める。
第13号様式(1面)を次のように改める。

第13号様式 (第16条関係) (1面) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

指定事業所に係る変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人の職・氏名

㊞

㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第10条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許可番号第	号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第17条第7項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
	名称			
	所在地			
変更事項	<input type="checkbox"/> 許可申請者 <input type="checkbox"/> 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) <input type="checkbox"/> 住所			
	<input type="checkbox"/> 指定事業所 <input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 所在地 <input type="checkbox"/> 業種 <input type="checkbox"/> 位置			
	<input type="checkbox"/> 指定作業を行う建物等 <input type="checkbox"/> 配置 (<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 除却) <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 敷地の境界線			
	<input type="checkbox"/> 指定作業の工程			
	<input type="checkbox"/> 指定施設 <input type="checkbox"/> 種類及び種類ごとの数 (<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 除却) <input type="checkbox"/> 規模及び能力 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 使用時間			
	<input type="checkbox"/> 原材料 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 使用量			
	<input type="checkbox"/> 燃料 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 使用量			
	<input type="checkbox"/> 用水 <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 使用量			
	<input type="checkbox"/> 用水及び排水の系統 (<input type="checkbox"/> 用水 <input type="checkbox"/> 排水)			
	<input type="checkbox"/> 排水の排出先 (<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 公共用水域)			
	<input type="checkbox"/> 予測値 <input type="checkbox"/> 排煙 <input type="checkbox"/> 排水指定物質 <input type="checkbox"/> 生物化学的酸素要求量 <input type="checkbox"/> 化学的酸素要求量 <input type="checkbox"/> 浮遊物質量 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動			
	<input type="checkbox"/> 再生する資源又は処理する廃棄物 (別表第1の51の項に掲げる作業に限る。) <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 量			
	<input type="checkbox"/> 炭化水素系物質の保管 (別表第1の68の項に掲げる作業に限る。) <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 量			
	<input type="checkbox"/> 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法			
	<input type="checkbox"/> 公害の防止の方法に関する計画 (公害の防止のための装置 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 使用方法) <input type="checkbox"/> 使用の廃止又は休止			

第13号様式(2面)中「名称」を「種類」に改め、同様式(3面)の備考3中「条例別表第1」を「条例別表」に改め、同様式

の次に次の1様式を加える。

第13号様式の2 (第16条関係、第29条関係) (1面) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

環境管理事業所(優良環境管理事業所)に係る変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

代理人の職・氏名

印

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第10条第2項(第3項)及び条例第21条第1項(第2項)の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	許 可 番 号 第	号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項(年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項(年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第17条第7項(年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項(年 月 日)
	名 称			
	所 在 地			
	環境管理事業所(優良環境管理事業所)の認定年月日	年 月 日		
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 許可申請者			
	<input type="checkbox"/> 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) <input type="checkbox"/> 住所			
	<input type="checkbox"/> 指定事業所			
	<input type="checkbox"/> 名称 <input type="checkbox"/> 所在地			
	<input type="checkbox"/> 指定作業の種類(優良環境管理事業所のみ)			
	<input type="checkbox"/> 指定施設			
	<input type="checkbox"/> 種類及び種類ごとの数(<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 除却)			
	<input type="checkbox"/> 規模及び能力			
	<input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制			
	<input type="checkbox"/> 環境に関する方針			
<input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステム				
<input type="checkbox"/> 審査を行った審査登録機関の名称 <input type="checkbox"/> 登録番号 <input type="checkbox"/> 登録の有効期限				
<input type="checkbox"/> 登録の範囲				
<input type="checkbox"/> 自己評価結果(優良環境管理事業所のみ)				

(2面)

変更概要

変更理由

変更年月日 年 月 日

指定施設の設置状況

指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の種類	設置台数	
		変更前	変更後
()			
()			
()			
()			
()			
()			

指定施設の規模及び能力

指定作業及び指定施設の種類	規模及び能力	
	変更前	変更後

(3面)

添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制に係る組織図 <input type="checkbox"/> 環境に関する方針 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステム審査登録書の写し <input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 近隣住民等と締結した生活環境の保全に係る協定の写し <input type="checkbox"/> 環境情報を提供するための定期的な説明会を開催したことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考
- 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 - 2 指定施設の設置状況の欄には、届出に係る全ての指定施設について記入してください。
 - 3 指定作業の種類欄には、条例別表の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表の作業の番号を記入してください。
 - 4 指定施設の種類欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
 - 5 指定施設の規模及び能力の欄は、指定施設ごとに記入してください。
 - 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
 - 7 不用の文字は、抹消してください。
 - 8 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 - 9 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第14号様式(表)中

条例第15条第1項(年 月 日) を

条例第15条第1項(年 月 日) に
 条例第17条第7項(年 月 日) に

改め、同様式(裏)中「指定施設の名称」を「指定施設の種類」に改め、同様式(裏)の備考2中「条例別表第1」を「条例別表」に改める。

第15号様式及び第15号様式の2中

条例第15条第1項(年 月 日) を

条例第15条第1項(年 月 日) に
 条例第17条第7項(年 月 日) に

改める。

第16号様式(表)中「指定施設の名称」を「指定施設の種類」に改め、同様式(裏)の備考1中「条例別表第1」を「条例別表」に改め、同様式(裏)の備考2中「名称」を「種類」に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

第16号様式の2 (第22条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

指定事業所に係る特例措置事前届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

Table with columns for Name, Location, License No., Basis, Installation/Modification Basis, Designation Type, Designation Facility Type, Scale/Capability, Number of Units, Change Summary, Reason for Special Measures, and Installation/Completion Dates.

(裏)

添付資料	<input type="checkbox"/> 復旧のために必要な変更であることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 設置又は変更を行う指定作業の欄には、届出に係る全ての指定施設について記入してください。
- 2 指定作業の種類欄には、条例別表の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表の作業の番号を記入してください。
- 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 4 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第16号様式の3 (第23条関係) (表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

特例措置による指定事業所設置届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人の職・氏名

㊞

㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第4項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

指定事業所の名称等	名 称			
	所 在 地			
指定事業所で行う指定作業	指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の種類	施設の規模及び能力	設置台数
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
特例措置利用届出書届出年月日		年 月 日		
指定施設の設置完了年月日		年 月 日		

(裏)

他 の 公 害 関 係 法 規 等 の 手 続 状 況	
<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 振動規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 下水道法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 建築基準法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日提出
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 指定事業所概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法概要書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> その他 ()
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電 話 番 号 (内線)

- 備考 1 指定作業の種類欄には、条例別表の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表の作業の番号を記入してください。
- 2 指定施設の種類欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
- 3 他の公害関係法規等の手続状況欄には、手続を行った法規について□内にレ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 4 添付書類欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 6 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第16号様式の4 (第23条の2関係)(1面)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

特例措置による指定事業所に係る変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
代理人の職・氏名

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第5項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

Table with columns for '指定事業所の名称等' and '変更事項'. Includes checkboxes for various items like '指定事業所の位置', '指定作業を行う建物等', '指定作業の種類', '指定施設', '原材料', '燃料', '排水の系統', '予測値', '再生する資源又は処理する廃棄物', '自動車の出入口の位置', '公害の防止の方法に関する計画'.

(3面)

他の公害関係法規等の手続状況	
<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 振動規制法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 下水道法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 建築基準法	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年 月 日提出
<input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日提出
添付書類	<input type="checkbox"/> 指定事業所に係る変更概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法変更概要書 <input type="checkbox"/> その他 ()
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)

- 備考 1 のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 2 指定施設の設置状況の欄には、申請に係る全ての指定施設について記入してください。
- 3 指定作業の種類欄には、条例別表の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表の作業の番号を記入してください。
- 4 他の公害関係法規等の手続状況の欄には、手続を行った法規について□内にレ印を記入し、その手続を行った年月日を記入してください。
- 5 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 6 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 7 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第16号様式の5 (第23条の3関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

特例措置による指定事業所設置(変更)計画中止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

代理人の職・氏名

㊞

㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第17条第8項の規定により次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称等	名 称	
	所 在 地	
特 例 措 置 利 用 届 出 書 届 出 年 月 日		年 月 日
中 止 年 月 日		年 月 日
中 止 理 由		
連 絡 先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号	(内線)

- 備考 1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
 2 代理人が届け出る場合には、当該代理人が当該届出についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第17号様式(1面)中

条例第15条第1項 (年 月 日)
 条例第15条第1項 (年 月 日)
 条例第17条第7項 (年 月 日)

を
に

改め、同様式(3面)中備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第17号様式の3(表)及び(裏)を次のように改める。

第17号様式の3 (第26条の3関係)(1面)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

優良環境管理事業所認定申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号
 住 所
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞
 代理人の職・氏名 ㊞

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第18条の2第2項の規定により優良環境管理事業所として認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定事業所の名称等	許 可 番 号	第 号	根拠等	<input type="checkbox"/> 条例第3条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第15条第1項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例第17条第7項 (年 月 日)
				<input type="checkbox"/> 条例附則第3項
				<input type="checkbox"/> 条例附則第5項 (年 月 日)
	名 称			
	所 在 地			
環境管理・監査の体制				
環境に関する方針				
審査を行った審査登録機関の名称				
登録の状況		<input type="checkbox"/> 登録済 <input type="checkbox"/> 申請中		
登録番号				
登録の有効期限 (予定を含む。)		年 月 日 (審査登録書の写し提出予定日 年 月 日)		
登録の範囲				

(2面)

条例第27条の規定による 排煙の測定結果(3年分)	
条例第31条の規定による 排水の測定結果(3年分)	
条例第40条の2の規定 による安全性影響度 の評価結果(3年分)	
安全性影響度の低減につ いて講じた措置の概要	
事故発生の有無	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 無
発生した事故の概要	
土 壌 汚 染 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日確認) <input type="checkbox"/> 無 土壌汚染状況調査: <input type="checkbox"/> 実施済(年 月 日) <input type="checkbox"/> 未実施 特定有害物質使用事業所: <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当 ダイオキシン類管理対象事業所: <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
土 壌 汚 染 の 拡 大 を 防止するために必要 な 措 置 の 概 要	
環 境 汚 染 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有(年 月 日発生) <input type="checkbox"/> 無
環 境 汚 染 の 拡 大 を 防止するために必要 な 措 置 の 概 要	

(3面)

指定作業の種類 (作業番号)	指定施設の種類	施設の規模及び能力	設置台数	設置年月日
()				
()				
()				
()				
()				
()				
()				

自己評価結果	<input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に関する要件 % <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理に関する要件 % <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する要件 % <input type="checkbox"/> 近隣住民等との生活環境の保全に係る協定の締結 年 月 日締結 <input type="checkbox"/> 環境情報を提供するための定期的な説明会の開催 毎年 回開催 (直近の説明会 年 月 日開催)
--------	--

添付書類	<input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制に係る組織図 <input type="checkbox"/> 環境に関する方針 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステム審査登録書の写し <input type="checkbox"/> 登録申請書の写し (登録の状況の欄が「申請中」である場合に限る。) <input type="checkbox"/> 排煙測定結果書 <input type="checkbox"/> 排水測定結果書 <input type="checkbox"/> 安全性影響度評価書 <input type="checkbox"/> 安全性影響度低減に関する概要書 <input type="checkbox"/> 土壌汚染又は環境汚染の拡大を防止するために必要な措置の概要書 <input type="checkbox"/> 指定施設及び公害を防止するための装置の配置図 <input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表 (付表1) <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表 (付表2) <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表 (付表3) <input type="checkbox"/> 近隣住民等と締結した生活環境の保全に係る協定の写し <input type="checkbox"/> 環境情報を提供するための定期的な説明会を開催したことを証する書類 <input type="checkbox"/> 誓約書 (第17号様式の2) <input type="checkbox"/> その他 ()
------	---

連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)
-----	------------------------------

備考 1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
 2 登録の有効期限 (予定を含む。) の欄には、登録の状況の欄が「申請中」である場合は、予定年月日を記入するとともに、審査登録書の写しの提出予定年月日を記入してください。

(4 面)

- 3 条例第27条の規定による排煙の測定結果及び条例第31条の規定による排水の測定結果の欄には、当該規定の適用がある場合に記入してください。
- 4 「土壌汚染の有無」及び「環境汚染の有無」の欄には、既に確認している内容を記入してください。なお、申請に当たって、新たな調査を求めるものではありません。
- 5 自己評価結果の欄には、環境への負荷の低減に関する要件、化学物質の適正な管理に関する要件及び環境に係る組織体制の整備に関する要件に該当する場合は、それぞれ付表1、2及び3の合計欄に記載した実施割合を記入してください。
- 6 指定作業の種類欄には、条例別表の1から68までの作業についてはその作業名を、同表の69の作業については別表第1の69の項の作業の内容の欄に掲げる作業の作業名を記入し、()内には、条例別表の作業の番号を記入してください。
- 7 指定施設の種類欄には、別表第1の施設の欄の施設名を記入してください。
- 8 添付書類の欄には、添付した書類については□内にレ印を記入し、その他の書類を添付した場合は、その添付した書類の名称を()内に記入してください。
- 9 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 10 代理人が申請する場合には、当該代理人が当該申請についての権限を有することを証する書類を提出してください。なお、一定の場合には当該書類の提出を省略することができますので、係員にお尋ねください。

第17号様式の3(付表1)(表)中「(第27条の3関係)」を「(第26条の3関係)」に、「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に

公共用水域の汚濁負荷の防止	定期的な排水の測定及び記録の保管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		を
公共用水域の汚濁負荷の低減等	定期的な排水の測定及び記録の保管 プラスチックの流出防止	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		
合 計	該当項目の点数 (A=該当項目数×1) 点	実施項目の点数 (B=実施項目数×1) 点	実施割合 (B/A) %		を
遺伝子組換え作業に伴う環境負荷の低減	排煙、排水等の適正処理及び施設の維持管理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施		に
合 計	該当項目の点数 (A=該当項目数×1) 点	実施項目の点数 (B=実施項目数×1) 点	実施割合 (B/A) %		

改め、同様式(付表1)(裏)の備考3中「記入し、その写しを添付して」を「記入して」に改め、同様式(付表2)(表)中「(第27条の3関係)」を「(第26条の3関係)」に改め、同様式(付表2)(裏)中

施設及び設備等の整備	事故防止体制の整備	訓練の実施	を
災害の想定及び環境リスクの把握等	施設及び設備等の整備	事故に備えた体制の整備等	に

改め、同様式(付表2)(裏)の備考4中「記入し、その写しを添付して」を「記入して」に改め、同様式(付表3)(表)中「(第27条の3関係)」を「(第26条の3関係)」に改め、同様式(付表3)(裏)の備考4中「記入し、その写しを添付して」を「記入して」に改める。

第18号様式を次のように改める。

第18号様式 削除

第18号様式の2(表)中

届 出 方 法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク(フロッピーディスク等) <input type="checkbox"/> 電子届出(電子情報処理組織を使用した届出)	を
届 出 方 法	<input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等 <input type="checkbox"/> 電子届出(電子情報処理組織を使用した届出)	
関係機関への情報提供に係る同意		に
<input type="checkbox"/> 当該報告書に係る情報を災害時の対応等に活用するため関係機関に情報提供することに同意しません。 (<input type="checkbox"/> ただし、化学物質名を対応化学物質分類名へ変更して提供することには同意します。)		
同意しない理由		

改め、同様式(裏)中備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のよ

うに加える。

4 災害時の対応等に活用するため、当該報告書に係る情報を関係機関に提供することに同意しない場合には、関係機関への情報提供に係る同意の欄の□内にレ印を記入し、その理由を記入してください。

第18号様式の3中

「 条例第15条第1項（ 年 月 日）を

「 条例第15条第1項（ 年 月 日）に

条例第17条第7項（ 年 月 日）」

改める。

第23号様式中

「

△条例第59条第1項（第63条の2第1項）の規定による記録	<input type="checkbox"/> 条例第59条第3項（第63条の2第2項において準用する第59条第3項）の規定により 年 月 日提出済み
-------------------------------	---

を

「

△条例第59条第1項（第63条の2第1項）の規定による記録	
-------------------------------	--

に

△公害が生ずるおそれがないことが明らかな土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 規則第51条の3第1号に該当 <input type="checkbox"/> 規則第51条の3第2号に該当
------------------------------	--

」

改める。

第34号様式（表）中備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

1 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第36号様式（表）中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第39号様式中「 法人の代表者の氏名の変更」を 法人の代表者の氏名の変更 条例第

78条第1項ただし書に規定する変更」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。